

NO. 17 2017. 10. 5 発行

# 東海在日外国人 支援ネットワーク通信

東海在日外国人支援ネットワーク（代表 原科 浩）

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 名古屋労災職業病研究会内

TEL/FAX 052-837-7420



アフガン難民からもらった絨毯を見せ「亡くなった方の靴に命を象徴する小鳥を配し、願いを込めたのではないかとと思う」と説明する弁護士の名嶋聰郎先生（写真左）。

2017年7月1日 TOM  
SUN 総会

## 目次

- ◆ 第9回東海在日外国人支援ネットワーク総会開催 名嶋聰郎先生講演会「それぞれの夢・応援団・名古屋外国人屋さんの28年」 P2~P3
- ◆ 代表就任あいさつ 朝鮮高校「無償化」裁判の現状 P3~P5
- ◆ 「結婚」という名の移住労働 「フィリピンパブ嬢の社会学」の著者 中島弘象さんを囲んで P6~P7
- ◆ 入管収容所内の公務執行と言う名の暴力 P7~P8
- ◆ 真の難民の保護に疑問が残るまま、取り締まり強化 P8~P10
- ◆ 由井代表追悼 あるすの会創立30周年集会行われる P10~P11
- ◆ 参加団体・個人からのお知らせ P11~P12

## 第9回東海在日外国人支援ネットワーク総会開催 名嶋聰郎先生講演会「それぞれの夢・応援団・名古屋外国人屋さんの28年」



東海在日外国人支援ネットワークは、9回目となる総会を2017年7月1日に開催した。会のモットーは、ゆるやかなつながり。外国人支援には多大なエネルギーが必要なためか、個性豊かで熱い仲間が多い。だからこそ適当に力を抜いた「ゆるいつながり」が大切なのだ。

その中心となっていたのが、何事にもゆるやかで穏やかな由井滋神父さんだった。熱くなりそうな場面でも、由井さんの笑顔と「あっそう」という言葉が、皆をなごませた。

その由井神父さんが、本当に突然天に召されてしまった。何の心の準備もなかった私達はうろたえたが、この9回目の総会で新しい一歩を踏み出すことになった。

顧問・会計・運営委員などは旧来のままであるが、当会代表として原科浩さん（朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知）がその任を引き受けてくださった。由井先生と同じくまことに穏やかな方で、代表として最もふさわしいと思う。また、由井先生に代わってあるすの会代表となられた川上栄光さんが、運営委員に加わってくださった。心強い限りである。

その他の議事も滞りなく審議決定され、10年目に向かって前進することとなった。その記念の講演として、大先輩名嶋聰郎先生にお話しいただいた。

先生は、弁護士などが着るフィリピンの正装バロンタガログで演台に立たれた。相談者と仲良くなるため、母語でのあいさつからいつも話を始めるそうだ。特許事務所に勤めながら四日市公害訴訟住民運動に参加、公害と戦う弁護士を目指し苦節10年。40代にして弁護士登録、ラフルという外国人労働者弁護団にかかわることになった。

異国で何とか母国の家族のために生き抜こうとする外国人労働者の姿に胸打たれ、「私は外国人屋さん」と自称し、彼らの夢実現のために懸命に力を尽くしてきた。が、弁護士になった1989年はまさに入管法施行の前年。大量に押し寄せる外国人労働者のための準備は、法的整備も含め何も無い状態。

戸籍のない国から来日した人々の、日系であることの証明は困難を極めた。特にペルー人は、当初3年のビザなし入国の協定により、入国後に短期滞在からの切り替えが行われた。これがブラジル人よりさらに不安定な労働条件を生み出す結果につながった。

また、当時派遣は禁止、請負と称した派遣事業のため、労基法違反がまかり通り、逃亡を防ぐためのパスポート取り上げも多かった。派遣事業者のもとに単身乗り込み、〇〇組7代目と書かれた部屋で親分に談判したこともあった。



そうした混乱の中で、本格的に支援弁護団を結成し成果をあげたキム・ウンスクさんの事例が詳しく紹介された。1989年骨髄性白血病であったキムさんは、当時韓国では難しかった骨髄移植を受けようと観光ビザで日本入国。先に入国していた夫と共に手術費用を得るため働き、移

植の機会を待っていた。が、病状悪化により早期移植を勧められた。しかし、二人とも不法滞在。健康保険加入も出来ない。相談を受けた名嶋弁護士は、弁護団を結成し法的支援と共に募金活動も始めた。その結果、治療のための在留特別許可を得、手術も成功した。文字通り壁を越え一人の命を救ったのだ。

しかし、労働環境の整わない中での外国人労働者の現実には深刻であった。顕著な例は多発する悲惨な労災事件であった。先生は写真などで目をそむけたいくなるよう事例を次々紹介した。プレスによる手指切断・腕切断。ガス爆発による全身火傷。その多くは十分な補償を得ることなく解雇されたり帰国せざるを得なかった。被害者は金を得たいため故意にケガをしたと主張する会社も幾例がある。金を得るためといえ、誰が好んで腕や指をプレスで切断するだろうか。

先生は、こうした悲劇の背景にあるのは「来日在留外国人のダブルスタンダード」政策だという。専門的、技術的分野の労働者は、積極的に受け入れるが、それ以外の労働者は厳しく入国制限する。しかし、現実には人手不足のため実習生・日系人の定住者など大量の外国人が単純労働に従事している。こうした建前と本音の狭間で多くの外国人労働者が過酷な目にあっている。

先生は最後に提言として「外国人人権基本法」制定、「移住労働者権利条約」制定、そして在留許可制度など現実に対応した法制度の構築を訴えた。

講演の後、様々な質問提言が出た。法務省・入管当局の人権感覚はこの30年で良くなっているかの質問に、北朝鮮からの難民希望者が中国の日本領事館に命懸けで逃げ込んだ時、副領事が亡命者を取り押さえる中国武装警官の帽子を拾った姿が国際的な批判を呼び、60日以内に難民申請しなければ無効というルールが無くなったという以外良くなったとは感じられないという答えであった。これは他の質問者からも外国人は嘘をつくという前提の対応は少しも変わっていない、忸怩たる思いという発言があった。ダブルスタンダードという点では、単純労働の受け入れは慎重に行うという文言はなくなって、必要な人材は受け入れるという姿勢に変わっているという発言もあった。が、帰国を担保とした実習生制度など複雑なバリエーションの受け入れで、人権問題は依然続いているという結論であった。

外国人は煮ても焼いても勝手という日本の受け入れ態勢は少しも変わってないのだ。そんな中で、いかに日本の体制を変えていくのか、私たちの力が問われている。

(知立派遣村実行委員会 高須 優子)

## 代表就任あいさつ 朝鮮高校「無償化」裁判の現状

7月1日に行われました東海在日外国人支援ネットワーク(TOMSUN)の総会において、代表に選出されました原科浩といたします。TOMSUNの代表を務められておられた由井滋神父が昨年天に召され、そのあとを引き継ぐこととなります。由井神父とは1980年代の外国人登録法指紋押捺問題を通して出会い、以後いろいろな課題で活動を続けられる由井神父の背中を見て多くを教えられてきました。TOMSUNには在日外国人にかかわる多種多様な活動・働きをしている団体が集まっています。それぞれの活動をベースにしながら、互いが刺激を与え、情報を共有し、必要な共働ができるネットワークであるようにと願います。由井前代表の代わりはとて務まりませんが、私なりにTOMSUNの活動を見守っていきたいと思います。私の母体である

「朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知」もよろしく願いいたします。

2017年5月15日の第23回口頭弁論までで、原告（朝鮮高校卒業生）、被告（国）ともに主な主張を終え、証人の申請を行いました。原告側からは、原告の内当時の学年を考慮した3名、愛知朝鮮学園理事長、提出した意見書の執筆者である成嶋隆獨協大学教授（教育法学会会長）と山本かほり愛知県立大教授、無償化排除を決定した当時の下村博文元文部科学大臣と担当の役人の、計8人を申請しました。また同時に裁判官たちに、朝鮮学校がどういう学校で、どのような教育が行われ、生徒たちの生の様子を自身の目で見てもらうために、学校に足を運んでもらう「検証」も申請しました。



原科 浩さん

7月12日の第24回口頭弁論は証人の採否が決定される期日でした。裁判長の口から、原告1名と理事長のみを証人として採用し、他すべてを却下することが伝えられました。弁護団もすべての証人が採用されることは考えていませんでしたが、重要な証人がすべて却下されたことには素直に承服をすることはできません。

既に行われた東京地裁での証人尋問では、無償化排除に至る意思決定の経緯を聞かれた文科省役人は、最終的に判断したのは当時の下村大臣なので、我々には分からないという証言が引き出されています。愛知で文科省の役人だけを尋問しても同じ証言しかえられる、結局事実は明らかにされません。自民党政権が発足し、下村が文科大臣に就任して数日後には朝鮮高校の無償化からの排除を発表しています。当時、朝鮮高校への無償化適用を審査する審査会は継続しており、次回の会議予定も組まれていました。文科大臣は無償化のことだけを扱っているわけではありません。膨大な引継ぎ事項があるなかで、審査会の議事録や資料に目を通した上で、審査会を打ち切ってまで無償化を適用できないという結論を引き出す時間があったのでしょうか。政治・外交上の理由で、朝鮮高校には無償化を適用しないという予断をもって結論を出したとしか考えられません。しかし、本当のところを証言できるのは下村元大臣だけです。下村元大臣を証人尋問することは、話題を呼ぶためのただのパフォーマンスではありません。實際上、無償化の除外が政治・外交上の理由でなされた不当な決定であるという原告の主張を明らかにする肝となる証人だからです。

無償化弁護団もかわるがわる裁判長に却下の理由を問いただしました。裁判長は、関係ない、必要ない、を繰り返すだけで、何も説明せずただ非常に頑なな態度をとり続けました。長い裁判で、裁判長が原告側に対してこのような強硬な態度をとったのは初めてです。裁判長は3人目ですが、いずれも強硬な訴訟指揮をとってきませんでした。全国の裁判でも、原告10人すべての意見陳述を行うことができたのは愛知の裁判だけです（その分他の裁判より時間がかかっていますが）。それだけに、この期日での裁判長の頑なな態度からは、国を負けさせるわけにはいかないという異様な決意を感じざるを得ません。

無償化弁護団は協議した結果、裁判官の忌避を申し立てました。公正な裁判が期待できないので裁判官を変えてくれというのですから、裁判官の心証がよくなることはないでしょう。また忌避はまず認められません。では、弁護団がなぜ忌避を申し立てたかということ、このまま下村元大臣他の重要な証人却下をそのまま認めてしまえば、仮に地裁で敗訴になって高裁に上がったとき、

審理が十分に尽くされていない、という主張がしにくくなるからです。原告側はこの証人却下を容認できない、と筋を通したのが今回の忌避です。

その後7月28日、大阪地裁で原告（朝鮮学園）完全勝利の判決が出ました。国相手に民族教育の権利にまで踏み込んだ勝利判決がでることに、喜びつつ、驚きました。東京もこれに続くかと（期待していいのかなと不安に思いつつ）期待しましたが、9月13日の判決は、国の主張を全面的（以上に）認めるひどい不当判決でした。

名古屋地裁では忌避が却下されて裁判が再開しました。東京判決と同日の13日、愛知では理事長と原告1名の証人尋問が予定通り行われました。理事長に対しては申請書類の定員数や教員数記載に些細なミスがあった点について、実際には基準を満たしていたことを確認しました。例年であれば、文科省は重箱の隅をつつくようにして、書類に少しでも矛盾があればしつこく確認していたのが、この時に限って昨年の書類を見れば食い違いがすぐに分かるようなことを何も確認しなかった。これは、自民党政権に戻りそうなことを見越して、役人が無償化排除ありきで作業を進めていたのではないかと指摘しました。国側からの反対尋問は、朝鮮学校が朝鮮総連の支配下にあるという言質をとろうと、ねちねちと細かい質問が繰り返されました。理事長は、それは間違いです、それは古い資料です、と堂々と質問に答えました。朝鮮学校は学校法人の理事会が運営し、朝鮮総連と関係はあっても、上下、支配・被支配の関係ではなく、対等な関係なのだとごまかすことなく答えていました。

原告の証人尋問は、◇両親がダブルワークしてまで、4人姉妹を朝鮮学校に通わせてくれたこと、◇学校の寮費（月4万円）の家計への負担を考え、定期券の方が安いと静岡から往復4時間の新幹線通学を続けたこと。◇なぜそうまでして静岡から愛知の朝鮮高校に進学したのか、◇無償化制度が適用されると聞いた時の思い、排除されると聞いた時の思い、◇裁判官に訴えたいこと、を弁護士の質問に対して、最後は涙ながらに答え、訴えました。印象が悪くなると思ったのか、国側からの反対尋問はありませんでした。

心をうつ原告の証人尋問を終え、このような思いで生徒たちが学ぶ朝鮮学校を見る必要があるのではないかと、無償化弁護団は再度の検証を申請しました。通常は、一度却下の判断が下されたものですから、即座に却下を申し渡すのが通常ですが、裁判長は検討するとして即答をしませんでした。忌避をしたことの効果か、原告の尋問の効果かは分かりません。次回の裁判の日程が決まらないまま裁判は終わりました。

東京地裁の敗訴を受け、国相手の裁判の容易ならざることを痛感しているところです。法律論を緻密に積み重ねても、それだけで国を負けさせる判決を引き出せるわけではありません。だからこそ愛知の裁判は、朝鮮の植民地支配および朝鮮人差別が続いてきた歴史、朝鮮学校の設立から現在、民族教育の意義、日本の朝鮮学校弾圧の歴史、現在の日本を覆う北朝鮮憎悪やヘイトクライムという社会状況などを、朝鮮高校の無償化排除の背後にあるものにも目を向けて主張をしてきました。そこに裁判官の目が開かれるならば、原告勝訴の判決を書かざるを得ないでしょう。それが容易でないことも十分承知しています。

忌避を申し立ててから、裁判所に公正な裁判を求める署名を行いました。短期間にも関わらず、9394名の署名をいただき、名古屋地裁に提出しました。ありがとうございました。ぜひ朝鮮高校無償化裁判への支援が広がりますように、ご協力をお願いいたします。

（朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知事務局長／  
東海在日外国人支援ネットワーク代表 原科 浩）

## 「結婚」という名の移住労働 「フィリピンパブ嬢の社会学」の著者 中島弘象さんを囲んで

2017年8月27日、瑞穂生涯学習センターを会場に、東海在日外国人支援ネットワークが主催して標記の集まりをもった。「偽装結婚」という危なっかしい言葉が、正々堂々と飛び交うノンフィクション「フィリピンパブ嬢の社会学」を記した張本人からいろいろ聞き出そう、普段外国人の人権擁護や支援でかかわりをもつことが多いフィリピン人や、フィリピンという国について、今まで感じていたモヤモヤや不可解さを晴らそうというのが、主催者側の思いだった。講師の話を一方向的に聞くだけの講演会ではなく、座談会的な集まりをイメージしていたが、思惑どおり20名弱の参加者で会場の雰囲気は和むにつれ、大いに盛りあがった。



中島弘象さん

中島さんは、中部大学の国際政治学のゼミで「在日フィリピン女性の生活」をテーマとした調査をするなかで、対象としたフィリピンパブでホステスとして働くフィリピン女性の一人と恋におち、結婚。その女性が「偽装結婚」で入国していたことから、それを通して見えてくるフィリピンのお国事情、日本で働くフィリピンの女性たちの生活を記している。中島さんの妻となった「ミカさん」は、ブローカーを通じて3年の契約で日本人と結婚するという名目で来日し、フィリピンパブでホステスとして働く。来日にかかる費用や日本人夫へ毎月支払う手数料を給料から差し引かれて、手取りはわずか6万円。月2日の休み以外は黙々と働き、ノルマや規則違反のペナルティも課せられる。契約期間（離婚）後の身のふるまいは拘束されないものの、配偶者の在留資格を別の資格に変更できるあてがない場合は、帰国かオーバーステイの選択肢しかない。ミカさんは、先に来日している姉と2人でフィリピンの家族に毎月15万円の送金をしているという。その資金で、フィリピンの家族は立派な家を建て、事業を起こし、日々生活をしている。



座談会の中で中島さんや別の参加者からは、当面の打開策として「偽装結婚」のような「不安定」な移住労働より「興行」（かつてこのビザの発給は年間8万件を超えていたが2005年を境に激減している）を復活させた方がいいという意見も出た。偽装結婚もこの興行ビザが発給されなくなったことへの仲介業者の対抗策だ。しかし、私個人は、この意見には大いに異論を唱えたい。日本政府は一貫して小手先だけの外国人受入に終始している。はっきりと

「移民政策」を打ち出さない限り、日本の外国人が置かれた状況は決して変わらないと思う。技術移転を目的とした外国人技能実習制度の下で外国人を安い労働力として酷使し、介護、家事分野の日本人がしがたがらない労働を期限付きで海外から雇い入れた移住労働者に押しつけている。

日本人男性と結婚して日本で暮らすフィリピンの女性たちのほとんどが、日本に来るきっかけを問われて、「本国に仕事がなく日本で働くため」と答えることに私は首をかしげてきたが、ある時、英語の結婚移住者（marriage migrants）という言葉を目にして、目から鱗が落ちた。「結婚」という名の移住労働と言い換えれば、納得がいく。フィリピンで未婚の母となった女性

たちがその子どもたちの養育や教育にかかる費用を稼ぐために結婚移住という手段を選ぶ。日本に来れば何とかなると思うのだろうが、現実には過酷で決して甘くない。結婚は早々に破綻して、日本人夫との子どもを育てながらシングルマザーとして、母国に置いてきた子どもへの送金を続けるのは至難の技だ。送金が無理だからとその子どもの呼び寄せを試みるが、養育に必要な収入が不十分だからと許可がおりることは稀だ。

討論の中で、参加者の一人からミカさんをはじめとしたフィリピン人に日本がどうあるべきか、また、彼、彼女らを送り出さざるをえないフィリピンがどうしたら変われるのかについて1人1人が考えていくべきだとの提案があったが、日常的にフィリピン人と向き合う私たちには、それぞれの立場でできることがあるはずだと確信している。

(そうみ・移住女性自立の会 杉戸ひろ子)

## 入管収容所内の公務執行と言う名の暴力

### 1 働ける『留学生』ビザ・・・という罠

先日、ベトナム人の青年が、無免許運転中に、職務質問に会い、手錠をかけられたまま逃亡した事件があった。上半身裸で、なおかつ腕に入れ墨があったということで、いかにも凶悪犯のように報道された。彼は、2014年留学生で来て（おそらく1年足らずで退学）、オーバーステイになって収容された。そこで難民申請をして、それを理由に仮放免されたと報じられた。1か月ごとに入管に行って延長許可を得なければならないが、彼はそれをしなかった。捕まれば逃亡罪が科せられることがわかっているから、必死で逃げたのであろう。彼は、今、不法滞在、不法就労、偽装難民、無免許運転、逃亡罪等と社会の否定的な要素を全身に背負った感がある。

しかし、みなさん、どうか、彼を否定的な側面だけで見ないでください。ベトナム国内では（インドネシア、ネパールなども）、悪徳ブローカーが、「日本に留学すれば、日本語もマスターできるし働くこともできる。バイト代は高い。」と言って勧誘している。特に日本語学校に通っている生徒たちを狙う。日本に行ったこともない教師が、金を貰って、一緒になってうまい話をする。私が最近聞いた話では、留学してアルバイトをして月50万稼げると言われたそう。そんな話があるわけないと、日本人は、信じた彼を非難するかもしれないが、「先進国日本ではそうなんだ！」とますます願望が強くなったとしても、彼らを責められない。

自分の未来は日本にある。頑張ろう。親も自分もいい暮らしができる、と思いつむ。高額な費用も借金も甘言の前では気にならない。しかし、現実には全く違った。学費が払えないどころか、生活費もままならない。母国の借金は利息が付き膨らむばかり。帰るに帰れない。あれこれ、もがいているうちに、不法滞在者や不法就労者となって、毎日警察と入管にびくびくしなければならなくなる。

先のベトナム人は、騒動が大きくなってしまった。動機はなんであれ、住民を不安に陥れた今回の事件の責任は軽くは無い。しかし、警察を見て逃げて捕まって・・・という、このようなケースは多くある。

『留学生』の罠にはまって、最終的に入管に収容された多くの彼ら（今回の彼も刑期を終えたら入管に収容されて強制送還になるだろう）と話したことがある私は、真面目な青年が夢を持ったあげく、犯罪者になり、異国の刑務所や収容所で暮らすことになった現実には、心が痛み、悪徳

ブローカーたちに激しい怒りを持つ。留学生をくいものにする日本人を含む悪徳ブローカーたちは野放しだ。

## ② 公務執行と言う名の暴力

在留資格が無くなり入管に収容された人たちの多くには、退去強制令が出る。その結果、やむなく帰国に同意する（チケット代自費が原則）人もいるが、あくまで帰国を拒否する人たちも少なくない。彼等は長期に収容され、その後、仮放免されるか、無理やり送還される。

この同意なし無理やり送還の執行時に、恐怖の入管の側面があらわになる。おそらくは一般の日本人の想像すら出来ないような荒々しい方法が執られている。聞いたところによると、まだ就寝中の早朝5時ごろ、突然30人くらいの警備官が、部屋に来る。その1；起こして、周りを取り囲んで部屋から連れ出した。その2；毛布でぐるぐる巻きにして運び出した。毛布の中で全身でもがいているのが見て取れた。その3；手錠をかけ、さるぐつわをはめて、台車に乗せて連れ出した。その4；さるぐつわをはめ、両手を下げた状態の全身を白い帯状のもので巻いた。肩の下、胴あたり、両脚を縛り、連れ出した。……。

帰国を拒否する彼ら在必死で抵抗することは事実であり、それを予見しての方策なのだろう。しかし、彼らは日常において凶暴な行為を行っている者ではない。このような暴力行為が、公務の名で行われてよいのだろうか？これは、著しく人間の尊厳を傷つける、許されない暴挙です。

また、この有様を目の当たりにした同室者は、精神的なトラウマとなり、睡眠障害や、ふっと職員がそばに現れるという幻覚障害に悩まされるようになった。この恐怖の執行は、見せしめの効果も狙っているようだ。

かつて暴君たちが行った野蛮な公開処刑を連想するのは、私だけだろうか？基本的人権を保障する憲法を持つ法治国家の日本で、こんなことが起きているのです。

（入管面会活動「フレンズ」 西山 誠子）

## 真の難民の保護に疑問が残るまま、取り締まり強化

本年3月28日発行の本通信第16号において「名古屋高裁で相次ぐ難民逆転勝訴判決」というタイトルで報告をさせていただきました。2016年に名古屋高等裁判所において難民不認定処分を取り消す判決が確定した3件のうち、報告時点では、ウガンダ案件1件は難民として認定されていましたが、ネパール案件2件については未だに結果が出ていませんでした。しかし、その後今年の6月に法務省は当該ネパール人2人に対し、改めて難民と認めない処分を決め、本人らに告知しました。日本では、高等裁判所において難民に該当すると判断された事案でさえも、行政が不認定の決定を出している現状があります。

上記の事例からも見られる通り、難民として認定されるべき人が認定されていない状況があるにもかかわらず、法務省は、難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない申請者や再申請者が急増した結果、審査期間が長期化し、真に庇護を必要とする難民を迅速に庇護することに支障が生じている、として2015年9月より、難民認定申請者を分類分けし、明らかに難民に該当しないと法務省が判断する案件や同じ理由で再申請する案件について、在留資格の更新を認めない等、運用を変えました。また、2017年6月からは、再申請用の申請書類を新設する等、運用が変



わかりました。さらに、本ネットワークでも話題になりましたが、今年の6月末には難民申請者の就労を不可とする報道がありました。同報道の通り運用が変更されることに対し、名古屋難民支援室より懸念の声明を出しましたので、この場をお借りしてご紹介させていただきます。

## 難民申請後の就労を不可とする報道に関する懸念の声明

2017年7月11日

特定非営利活動法人名古屋難民支援室

名古屋難民支援室は、2017年6月30日付の読売新聞社等からの「難民申請後の就労不可 偽装対策 留学・実習生ら」の報道<sup>1</sup>の通り運用が変更されることについて、深い危惧の念を抱いています。記事には、難民認定申請の6ヶ月後から就労を許可する現在の運用を、留学生や技能実習生には適用せず、難民申請中であっても、在留期間が切れた段階で不法残留者として全国17か所の入管施設に速やかに強制収容する、とあります。名古屋難民支援室は、これまで難民認定申請者を支援してきた経験から、このような運用の導入は難民申請者にも日本社会にも不利益となると考えています。

### 1. 難民が日本に来るための「難民ビザ」なるものはない

第一に、難民が国外に逃れる際、日本には難民申請を目的としたビザは存在しないため、難民が差し迫った迫害から逃れるためには、その時一番早く取ることのできたビザで国外へ脱出するしかありません。つまり、在留資格と難民性は無関係であり、難民性は在留資格とは切り離して個別に判断されるべきです。

事実、日本で技能実習中や留学中に政治活動に参加し、帰国したら迫害される恐れがある人、また、技能実習や留学をしながら本国での迫害の危険が収まるのを待っていてそれが叶わず、難民申請をせざるを得ない人たちがいます。今までには、「研修」の在留資格で上陸許可を受けたビルマ（ミャンマー）人が政治的意見を理由にミャンマー政府から迫害を受けるおそれがあるとして、法務大臣に難民認定申請を行ったところ、難民不認定処分となりましたが、名古屋地方裁判所で不認定取消の判決が出され、最終的に法務大臣が判断を改め難民として認定された事例や、留学生のビルマ（ミャンマー）人が難民認定されたケースも存在します。

また、日本には、国際空港等での到着時に庇護を求めた外国人を想定した制度である一時庇護上陸制度が存在しますが、現状は、許可件数が非常に限られています。2016年に一時庇護上陸許可の申請をした者の数は110人である一方、一時庇護上陸許可を受けた者の数は1人でした<sup>2</sup>。加えて、在留資格のない外国人から難民認定申請があった際、退去強制手続を停止させ、法的地位の安定を図るための仮滞在制度が存在しますが、2016年に国際空港での難民認定申請者に対する仮滞在許可数はゼロ件でした<sup>3</sup>。このように入国と同時に速やかに保護を求めたほ

<sup>1</sup> 2017年6月30日付ロイター通信及び朝日新聞でも同様の報道あり

<sup>2</sup> 2017年6月15日質問・同年月27日回答の第193回国会・質問第146号 参議院議員石橋通宏議員「難民認定状況に関する質問主意書」より

<sup>3</sup> 同上

ば全ての外国人が保護されていない現状から、難民は、技能実習や留学を含む別の在留資格で日本に滞在するしかありません。

さらに、法務省入国管理局によるいわゆる「濫用」申請抑制策は 2015 年 9 月から開始されていますが、それ以降も申請数は増え続けています。法務省は、抑制では政策目標を達成できていない現実に謙虚に向き合い、難民認定手続の質の向上により、よりよい難民保護システムをつくっていくべきです。

従って、在留資格の種類によって難民認定申請者を取り締まる運用は、難民保護の目的から大きく外れており、かつ、真の難民を速やかに救済するという趣旨からも外れています。真に保護されるべき難民に不利益となるような運用改正をすべきではありません。

## 2. 難民への締め付けではなく、包括的な外国人政策で解決すべきである

第二に、「移民は受け入れない」という日本政府の方針の下、「留学」や「技能実習」など本来の目的とは違う形で来日した外国人が、日本国内の人手不足の産業の担い手となっている現状があります。一部、就労を目的として、難民認定申請を行う外国人がいることは問題ですが、それは日本社会が外国人労働者を必要とし、また職を求める外国人がいるにも関わらず、そうしたニーズに対応した在留資格が存在しないことに起因しています。その根本的な問題への対策を講じず、対処療法的に締め付けを厳しくしても、日本社会のためにはなりません。難民への締め付けによって対応するのではなく、中途半端な外国人受け入れを正し、包括的な外国人政策によって解決すべきです。

以上の観点から、名古屋難民支援室は、留学生や技能実習生の難民認定申請者の就労を不可とし、強制的に収容する制度の運用に強く反対します。

以上

(2017 年 7 月 13 日修正)

(名古屋難民支援室 羽田野 真帆)

## 由井代表追悼 あるすの会創立 30 周年集会行われる

6 月 24 日二十数名の参加で 30 周年集会が膳棚教会パウロ館で行われた。

メインはあるすの会創設の仕掛人石山栄一郎さんの講演。石山さんは共同通信の記者で私自身彼から「労働部門を担当してくれないか。」と声をかけられてあるすの会の創立に参加したのである。今にして思えば私と石山さんの接点がどこにあったのか不明である。創立後だったらカトリック関連施設の福信館でお会いしたし、笹日労は週一回のあるすの会の事務所番担当もした。石山さんはカトリックの信者で、私も名古屋でカトリック正義と平和協議会の全国集会が行われた時、日雇労働者、ホームレス問題で報告をしたくらいなので福信館に出入りしていたのかもしれない。

前書きが長くなって申し訳ないが、私があるすの会で「マイク一声 270 万円」三井建設名古屋支店の店内でラウドスピーカーで話して労災もみ消しに対する補償金を受給し、フィリピン被災者にそのお金を渡すため訪比した時石山さんはフィリピン支局の支局長で、フィリピンでお会

いし、NFLという左翼労働組合本部と一緒に訪問したりした。その時のいきさつについては「自分史」に書いている。

石山さんは宇都宮から1982年に名古屋に赴任。

80年代半ばから外国人の入国が増え、カトリック婦人矯正会はHELPを作った。当時は売春、人身売買が多くHELPは「フィリピン女性を日本に来させない」という方針をとった。弁護士は、法律は知っていても窓口対応は苦手なのであるすの会を作った。

フィリピン女性の監禁、売春のラパーン事件では女性たちは手紙やハトを使って外部と連絡を取ろうとした。一度逃げたが連れ戻された。

寝る時は木製の檻（モンキーハウスと呼ばれていた）に閉じ込められた。

石山さんと庄司さんが客を装って内情偵察に行くと露見し二人はボコボコにされて全治二週間の傷を負った。今までスマキにされた人もいるとのこと。

南警察の警官も店に入入りして「肉体の接待」も受けるなど経営者と癒着していた。負傷事件で被害届一捜査などお世話にはなったが南警察を癒着問題で告発した。

（石山さんは「ラパーン事件の告発（共著）」「フィリピン出稼ぎ労働者」を出版。「フィリピンパブ嬢の社会学」著者中島弘象さんは両方を読んでおられる）

それから監禁－売春というケースは減ってゆき、結婚、生活問題が多くなってきた。

従軍慰安婦とラパーン事件は問題が共通している。業者が集めたので軍警察は関係ないと主張する。

心と体の傷があるので「不可逆的な解決」などありえない。

ヘイトスピーチの人に取材したことがあるが、彼らは歴史的経緯を無視している。

「国へ帰れ」「日本から出て行け」という主張は今までの右翼にはなかった。

朝鮮人・韓国人などに「在日特権」はない。在日米軍が在日特権を持っている。日米地位協定ほど米軍に有利なものは他にない。

イラクなどでは基地返還時には環境問題をチャンスとすること、イラクを出撃基地にしない、と定められている。

研修生（今は技能実習生）が増えているがこれはいびつな形の外国人労働者だ。

介護士や看護師の問題でフィリピンでは看護師不足で流出に反対している。医師もアメリカで看護師として働いているような現状である。

講演内容を全部は書けませんでした。途中でえぐれ笹島の歌があったり、後半自己紹介や講師への質問などで少人数ながら盛況の集会でした。その後の交流会はもっと盛況。

あるすの会は由井さん逝去後、川上さんの代表就任や元正平協の二名の参加など活動を堅持している。

（あるすの会 大西 豊）

## 参加団体・個人からのお知らせ

### ★「ネパール人コックヒラさん、タラさんを支援する会」からのお知らせ

ネパール人コックのヒラさん、奥さんのタラさん監禁救出、賃金不払い請求闘争は裁判となり未払い賃金は認められました（平成28年6月9日付最高裁）。この労働運動に経営者「霞」は損害賠償請求裁判を起こしています。傍聴支援にご協力ください。

日時 : 2017年10月27日(金) 16:00

場所 : 名古屋地方裁判所 1102 法廷

**★子どもと女性のイスラームの会から「名古屋めしを世界のおもてなし料理に！(食文化のタブーとマナー講習・勉強会)」 開催のお知らせ**

ハラール関連の講習や本に間違いが多いので、この度、名古屋市国際交流課の助成を受けて料理本を改訂、再発行し、講習会を開催することになりました。ムスリムとハラールの関係やムスリムの本音などを是非、お聞きください。最新のハラール情報を共有できる「ハラール試食、交流会」もあります。是非、情報の共有とご参加をお待ちしています。

《講習会》

日時 : 2017年12月24日(日)

第1回 13:30~14:30 第2回 15:00~16:00

第3回 16:30~17:30 ※いずれも同じ内容 各回定員50名

場所 : 名古屋国際センタービル 4階第3研修室

参加費 : 大人 2,000円(資料代込み) 学生 1,000円(資料代のみ)

《ハラール試食会・交流会》

ハラールの多様性を知るためにも、インドネシアやパキスタン、中東のお料理を食べてみませんか？

18:00~20:00 食べ放題 (参加費1人3,000円 50人限定)

※お申込み・お問い合わせ

子どもと女性のイスラームの会(マリアム戸谷)

FAX : 052-485-9518 E-mail : [info@childrenislam.org](mailto:info@childrenislam.org)

HP : <http://childrenislam.org/> 申込期限 : 12月23日(土) 19時まで

**★名古屋難民支援室からのお知らせ**

《難民理解講座 難民と祖国の民政化 -滞日ビルマ系難民コミュニティのいま》

【講師】人見泰弘(名古屋難民支援室理事、名古屋学院大学准教授)

【日時】11月10日(金) 19:00~21:00

【場所】名古屋難民支援室(地下鉄桜通線・鶴舞線 丸の内駅 1番出口すぐ)

名古屋市中区丸の内 2-1-30 丸の内オフィスフォーラム 7階 川口法律事務所内

【定員】15名 【参加費】500円

【申込方法】メール([info@door-to-asylum.jp](mailto:info@door-to-asylum.jp))で以下を記載しご連絡ください。

件名: 難民理解講座申込 本文: お名前、ご所属

《国連 UNHCR 難民映画祭-学校パートナーズ「シリアに生まれて」上映》

【日時】11月11日(土) 14:00 - 17:00(時間帯飯)

【場所】名古屋学院大学クラインホール 【参加費】無料